

令和3年9月 3日 開会
令和3年9月22日 閉会
(定例第7回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第176号

令和3年第7回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年8月30日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和3年9月3日（金） 午前10時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	大 森 正 治
杉 谷 洋 一	近 藤 大 介
吉 原 美 智 恵	岡 田 聰
野 口 俊 明	米 本 隆 記

○応招しなかった議員

なし

第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 号)

令和 3 年 9 月 3 日 (金曜日)

議 事 日 程

令和 3 年 9 月 3 日 (金曜日) 午前 10 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 80 号 大山町自転車駐輪場条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 81 号 大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 82 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 83 号 大山町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例を廃止する条例について

日程第 8 議案第 84 号 財産の処分について (大山町所子地内土地建物)

日程第 9 議案第 85 号 令和 2 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 86 号 令和 2 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 87 号 令和 2 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 88 号 令和 2 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 89 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 90 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 91 号 令和 2 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 92 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 17 議案第 93 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 94 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 95 号 令和 2 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 96 号 令和 2 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 97 号 令和 2 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 98 号 令和 2 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 99 号 令和 2 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 24 議案第 100 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 25 議案第 101 号 令和 3 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 議案第 102 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 27 議案第 103 号 令和 3 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 28 議案第 104 号 令和 3 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 29 議案第 105 号 令和 3 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 議案第 106 号 令和 3 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）

● ● ●

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

● ● ●

出席議員（16 名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
5 番 森 本 貴 之	6 番 池 田 幸 恵
7 番 門 脇 輝 明	8 番 大 原 広 巳
9 番 大 杖 正 彦	1 0 番 大 森 正 治
1 1 番 杉 谷 洋 一	1 2 番 近 藤 大 介
1 3 番 吉 原 美 智 恵	1 4 番 岡 田 聰
1 5 番 野 口 俊 明	1 6 番 米 本 隆 記

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷺 見 寛 幸
副町長 …………… 小 谷 章 総務課長 …………… 金 田 茂 之
財務課長…………… 井 上 龍 代表監査委員…………… 石 黒 澄 男

午前 10 時開会

- 議長(米本 隆記君) 皆さん、おはようございます。
○事務局長(野間 光君) 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼！着席

開会宣告

- 議長(米本 隆記君) ただいまの出席議員は 16 人です。
定足数に達しておりますので、令和 3 年第 7 回 大山町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長(米本 隆記君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、9 番 大杖正彦
議員、10 番 大森正治議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

- 議長(米本 隆記君) 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 22 日までの 20 日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

- 議長(米本 隆記君) 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から 9 月 22 日までの 20 日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

次に6月定例会において可決した意見書は、6月30日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第14号 長期継続契約締結の報告についてまで、計5件の報告の申し出があります。これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さんおはようございます。本日からの9月定例議会、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和3年9月定例議会における政務報告として、6月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、総務課関係の職員採用試験についてです。

令和3年度第1回大山町職員採用試験を8月1日に実施し、保育士1名が合格しました。

続きまして、健康対策課関係の新型コロナワクチン接種についてです。

新型コロナワクチンの接種状況につきまして、9月1日現在で町全体の被接種者は1万429人で接種率は72.2%となっています。このうち65歳以上の高齢者につきましては、被接種者は5,879人で接種率は91.6%となっています。今後は10月上旬をもって集団接種を終了し、引き続き、町内医療機関において新型コロナワクチン接種を実施していく予定です。

続きまして、建設課関係の交付金事業についてです。

町道中山インター線改良工事2工区及び町道下坪田山村線改良工事2工区を発注し請負施工中であります。

次に、急傾斜地崩壊対策事業についてです。

下坪地区小規模急傾斜地崩壊対策事業2工区を発注し請負施工中であります。

続きまして、水道課関係の上水道についてです。

8月11日の臨時会で議決いただいた中山第2配水池新設工事ほか5件の工事を発注し、請負施工中です。また、名和第3水源及び第3配水池設計業務ほか2件の委託契約を締結し業務遂行中です。

次に、下水道についてです。

大山町特定環境保全公共下水道逢坂浄化センターの実施設計の作成委託に関する協定

を締結し業務遂行中です。

続きまして、報告第 11 号 令和 2 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告については、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて議会にご報告するものであります。

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標で、財政状況を判断するものであり、本町の指数はお手元に配布のとおり、いずれの指数も早期健全化判断基準を下回っております。

続きまして、報告第 12 号 令和 2 年度決算に基づく、大山町資金不足比率の報告については、令和 2 年度決算に基づく資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会にご報告するものであります。

資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本町では、お手元に配布のとおり資金不足を生じた公営企業会計はありません。

続きまして、報告第 13 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告については、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

改正した条例の名称及び改正内容は、お手元に配布しております報告書のとおりであります。

続きまして、報告第 14 号 長期継続契約締結の報告については、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、契約を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の内容等につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 80 号 ～ 日程第 8 議案第 84 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 80 号 大山町自転車駐輪場条例の一部を改正する条例についてから、日程第 8、議案第 84 号 財産の処分について（大山町所子地内土地建物）までの 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 議案第 80 号 大山町自転車駐輪場条例の一部を改正する条例の制定については、令和 3 年 3 月に完成した J R 下市駅南口駐輪場を、大山町自転車駐輪場条例に加えるものでございます。

なお、この条例の施行は、公布の日からとしています。

続きまして、議案第 81 号 大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及

び農村運動広場条例の一部を改正する条例については、名和農業者トレーニングセンターアリーナ2階に、民間団体が設置しているクライミングウォール等について、民間団体から町への寄附意向があったことから、町がスポーツ振興及び施設活用の拡大を目的として、町施設の設備と位置づけて管理運営するために、現行の条例にクライミングウォールの使用料を定める必要があることから、一部改正を行うものです。

この条例は、指定管理委託業務との調整上の理由から、令和4年4月1日から施行することとしています。

続きまして、議案第82号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例については、中山温泉館及び生活想像館の開館当初から備え付けられている備品や名称を、現状にあわせるため条例改正を行うものです。

なお、施行日は令和3年9月30日からとしております。

続きまして、議案第83号 大山町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例を廃止する条例については、国の制度改正により、すでに該当事業がなくなっていることから、このたび条例を廃止するものです。

なお、この条例は令和3年10月1日から施行するものとしています。

続きまして、議案第84号 財産の処分について（大山町所子地内土地建物）は、地方自治法第96条第1項第6号及び第8号並びに大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

本案は、大山町所子地内の土地を計13筆、合計面積1万1841.60平方メートル及び建物を計12棟、合計面積3,631.02平方メートルを売却するもので、この物件は、平成25年に当時の大山電機株式会社から買入れ、平成26年から菅公アパレル株式会社へ貸し付けしております。

売り払いの相手方は、菅公学生服株式会社グループの不動産業務を担う岡山県岡山市北区駅元町15番1号KANKOエステート株式会社 代表取締役 尾崎 茂、売却価格は、土地9,473万2,800円、建物無償とし令和3年8月12日に土地建物売買仮契約を締結しております。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程 第9 議案 第85号 ～ 日程 第23 議案 第99号

○議長（米本 隆記君） 日程第9、議案第85号 令和2年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、議案第99号 令和2年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計15件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。 竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 議案第85号 令和2年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度大山町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

令和2年度の一般会計の収支につきましては、歳入総額138億8,033万547円に対し、歳出総額は133億8,082万2,986円で、歳入歳出差引額は4億9,950万7,561円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源、1億1,881万円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、3億8,069万7,561円であります。

それでは、決算の概要について、歳入からご説明を申し上げます。

歳入決算額は、予算現額150億3,600万5,000円に対し、調定額140億2,140万5,071円、収入済額138億8,033万547円で、町税と分担金を合わせて695万1,162円を不納欠損しておりますので、収入未済額は1億3,412万3,362円となっております。

収入済額は、予算現額に対して92.3%、調定額に対して99.0%の収入状況となっております。

未収金につきましては、町税に対して新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例を適用したことなどにより、令和元年度と比較して3,374万771円増加しました。未収金につきましては、引き続き減少に向けて努力してまいりますので、議員各位、また町民の皆様にもご理解をお願いする次第であります。

令和2年度の歳入の特徴ですが、まずは町税が令和元年度と比べ4,671万9,262円減の15億8,804万2,432円となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例適用に伴う固定資産税の減などが主な要因となっております。

次に、地方交付税ですが、令和元年度と比べ1億9,065万9,000円増の50億725万1,000円となりました。これは、普通交付税の社会福祉費などの基準財政需要額が増加したことが主な要因となっております。

次に、国庫支出金ですが、令和元年度と比べ22億9,926万9,389円増の29億324万7,342円となりました。

これは、特別定額給付金事業補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などが主な要因となっております。

次に、県支出金ですが、令和元年度と比べ3億2,291万5,506円減の12億8,000万454円となりました。これは、畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業補助金の減などが主な要因となっております。

次に、繰入金ですが、令和元年度と比べ2億8,884万87円増の5億7,360万3,087円となりました。これは、中山清掃センター解体工事に伴う公共施設整備基金からの繰入金などが主な要因となっております。

歳入全体としましては、町税などの自主財源は23.8%となっており、残りの76.2%は地方交付税などの依存財源となっております。

続きまして、歳出についてであります。歳出決算額は、予算現額150億3,600万5,000円に対し、支出済額133億8,082万2,986円で、予算現額に対します執行率は、

89.0%であります。

また、翌年度に繰り越す額 11 億 3,210 万 2,000 円を控除した不用額は 5 億 2,308 万 14 円であります。

以上、令和 2 年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、配付しております令和 2 年度決算審査資料をご覧くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案第 86 号 令和 2 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額 181 万 4,048 円に対して、歳出の決算総額も同額であります。

歳入の主なものは、土地開発基金から生じた利子 11 万 3,007 円と、土地取得基金が保有する土地の貸付収入 117 万 9,041 円、売買収入 52 万 2,000 円であります。

歳出につきましては、公有財産取得費の 181 万 4,048 円で、土地開発基金に繰り出しをしております。

なお、土地開発基金の現金残高は、令和 2 年度末現在で約 1 億 4,380 万円となっております。

続きまして、議案第 87 号 令和 2 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額 1,182 万 4,488 円に対し、歳出総額は 1,172 万 4,488 円で、差引残額 10 万円を令和 3 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計に繰り越しております。

はじめに歳入の主なものについてご説明いたします。

第 15 款繰越金 82 万 3,292 円は、前年度からの繰越金であります。第 20 款諸収入 1,088 万 201 円は、貸付金元利収入で、収入未済額は 2 億 6,523 万 1,427 円となっております。

つぎに歳出の主なものについてご説明いたします。

第 5 款総務費 922 万 4,320 円は、一般会計繰出金などであります。第 10 款公債費 250 万 168 円は元金及び利子の償還金であります。

続きまして、議案第 88 号 令和 2 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額 1,565 万 3,629 円に対し、歳出総額は、1,319 万 2,743 円で差引残額 246 万 886 円を令和 3 年度大山町開拓専用水道特別会計に繰り越しております。

次に業務の状況ですが、令和 2 年度末で給水戸数 316 戸、給水人口 714 人、年間の有収水量は 8 万 5,820 立方メートル、施設の適切な維持管理に努めました。

続きまして、議案第 89 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 21 億 8,532 万 4,915 円に対し、歳出総額 21 億 5,290 万 8,365 円であり、差引残額 3,241 万 6,550 円を翌年度に繰り越すものであります。

国民健康保険税の適正な賦課徴収に努め、3 億 7,503 万 9,806 円を収納、各種保険給

付や基金積み立てなど、健全な事業運営を行っております。

なお、令和 2 年度の年間 1 人当たりの医療費は約 41 万 1,000 円、給付費は約 35 万 4,000 円であり、いずれも前年度から減少しております。

続きまして、議案第 90 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所及び大山口診療所の 3 診療所を合わせた診療施設勘定決算であります。

歳入総額 3 億 3,219 万 6,600 円に対し、歳出総額は同額の 3 億 3,219 万 6,600 円であります。

歳入の主なものをご説明いたします。

第 5 款診療収入 2 億 857 万 8,195 円は、外来での診療報酬収入及びその一部負担金収入であります。第 15 款使用料及び手数料 2,327 万 2,193 円は、文書料、健康診断及び予防接種手数料であります。第 30 款繰入金 6,702 万 8,170 円の主な内訳は、診療施設整備及び医療機器購入に係る起債償還分などであります。

続いて歳出について説明をいたします。

第 5 款総務費 1 億 9,762 万 7,052 円は、人件費及び診療所維持運営費が主なものであります。第 10 款医業費 1 億 1,296 万 7,919 円は、医薬材料代、臨床検査委託料が主なものであります。

続きまして、議案第 91 号 令和 2 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、決算額、歳入総額 2 億 2,715 万 7,181 円に対し、歳出総額 2 億 2,637 万 6,316 円であり、差引残額 78 万 865 円を翌年度に繰り越すものであります。

保険料の適正な賦課徴収に努め、1 億 5,525 万 2,242 円を収納、保険料等負担金と広域連合事務費負担金として 2 億 2,229 万 3,569 円の支出など、広域連合と連携し、適正な事業運営を行いました。

続きまして、議案第 92 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算額、歳入総額 24 億 401 万 3,349 円に対し、歳出総額 22 億 6,662 万 3,075 円であり、差引残額 1 億 3,739 万 274 円を翌年度に繰り越すものであります。保険給付、地域支援事業など、適正かつ安定した事業運営を行い、介護保険給付費準備基金へ 5,368 万 5,000 円の積み立てを行っております。

なお、令和 2 年度の 65 歳以上被保険者年間 1 人当たりの給付費は約 33 万 1,000 円となっております。

続きまして、議案第 93 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額 4 億 7,973 万 4,998 円に対し、歳出総額は、4 億 7,941 万 3,716 円で差引残額 32 万 1,282 円を令和 3 年度に繰り越しております。農業集落排水事業の処理区は町内 16 処理区ございますが、接続人口は令和 2 年度末で 6,887 人となっております、処理施設の適切な維持管理に努めました。

続きまして、議案第 94 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

の認定については、歳入の決算総額 4 億 3,541 万 9,148 円に対し、歳出総額は、4 億 3,537 万 590 円で差引残額 4 万 8,558 円を令和 3 年度に繰り越しております。

公共下水道事業の処理区は町内 4 処理区ございますが、接続人口は令和 2 年度末で 5,761 人となっており、処理施設の適切な維持管理に努めました。

続きまして、議案第 95 号 令和 2 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算額、歳入総額 4,537 万 5,289 円に対し、歳出総額 3,107 万 8,477 円であり、差引残額 1,429 万 6,812 円を翌年度に繰り越すものであります。

歳入から主なものをご説明いたします。第 25 款諸収入のうち、第 5 項収益事業収入 4,528 万 6,289 円は、電力の売電収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第 5 款総務費は、風力発電所の管理運営費であり、主なものとして、風車機器等の補修に係る施設修繕料 1,151 万 7,000 円、風力発電所の保守点検業務委託料 693 万円であります。

また、風力発電事業基金へ 721 万 1,000 円の積み立てを行っております。

続きまして、議案第 96 号 令和 2 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 467 万 4,054 円に対し、歳出総額は同額であります。

主な歳入では、指定管理者並びにナスパルタウン等からの温泉使用料 374 万 7,810 円で、主な歳出では、施設修繕料 24 万 7,500 円、指定管理委託料 370 万円、施設備品購入 39 万 7,210 円であります。

続きまして、議案第 97 号 令和 2 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額 4,028 万 1,514 円に対し、歳出の決算総額は 2,677 万 4,210 円で、差引残額 1,350 万 7,304 円を翌年度に繰り越すものであります。分譲宅地「ナスパルタウン」の令和 2 年度の販売実績は 4 区画で、令和 2 年度末で残り 4 区画であります。

続きまして、議案第 98 号 令和 2 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 2,156 万 4,164 円に対し、歳出総額も 2,156 万 4,164 円と、同額となっております。

だいせんホワイトリゾートとして 11 シーズン目となりましたが、雪不足による影響や、新型コロナウイルスの感染拡大により、滑走エリア、リフト本数等を縮小して、12 月 19 日から営業開始、3 月 14 日までの 84 日間で、入り込みは前年比 88.5%増の 9.2 万人でありました。

続きまして、議案第 99 号 令和 2 年度大山町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

はじめに業務の状況ですが、水栓数 5,896 栓、給水人口 1 万 4,126 人に年間総配水量 187 万 7,950 立方メートルを供給し、有収率は 77.2%でした。

経理の状況につきまして、決算報告書 1、2 ページは消費税込で、収益的収入の水道

事業収益は3億837万3,856円、支出の水道事業費用は2億6,399万8,398円であります。

次に、資本的収入は、企業債の借入5,930万円、企業債償還の補助としての出資金2,162万8,000円、水道管の移転補償の工事負担金608万9,905円、国補助金4万5,000円で合計8,706万2,905円であります。

続きまして、資本的支出では、名和第3水源さく井（さくせい）調査業務や長田低区配水池連絡管接続工事等による建設改良費が7,204万7,977円、企業債償還金が1億512万250円で、資本的支出合計が1億7,716万8,227円となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） 令和2年度各会計決算に関する議案についての提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査報告を求めます。

石黒澄男代表監査委員。

○代表監査委員（石黒 澄男君） こんにちは。監査委員の石黒でございます。よろしくお願いいたします。

令和2年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして意見を申し上げます。

私と野口監査委員の二人で監査をおこなったところでございますけれども、私のほうが代表して報告させていただきます。

意見書の説明の前に、暑いなか、細部にわたって、監査に協力いただきました大山町職員の方々に感謝申し上げます。

意見書につきましては、お配りしておりますので、主だったところのみ朗読させていただきます報告とさせていただきます。

まず、第1の審査の概要につきましては、ご覧のとおりでありますので、省略させていただきます。

第2の審査の結果についてでございます。

1の決算計数についてですが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なもの確認いたしました。

また、決算に表示されている計数は、関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められました。

予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値につきましても、適正に執行されていることが認められました。

次の第3の会計別執行状況については、ご覧のとおりでありますので省略させていただきます。

続いて第4の基金運用状況についてです。

令和 2 年度における一般会計及び特別会計の資金運用状況は、適正に行われているものと認められました。

基金は、安全性の上に有利性を考慮した運用が図られていますが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されますので、その運用については財政計画等をしっかり考慮し対処されたいとしております。

続いて第 5 の財産管理の状況についてですが、令和 2 年度における財産管理の状況は、適正に行われているものと認められました。

最後に第 6 の指摘事項等についてです。

令和 2 年度決算審査において、指摘事項はございません。監査意見は 4 件上げております。

1 件目に、令和 2 年度契約状況一覧表によりますと、業務完了日、完成通知日、検査年月日がいずれも 3 月 31 日付のものが数多く見受けられました。内容によっては致し方ないものもあるとは推察しますが、年度末日に業務が集中することで、完成検査が疎かになる恐れが懸念されるところです。

したがいまして、工事・業務等の履行期間の設定は、安易に年度末日に設定せず、完成したものから早めに検査を行い、事業完了させることに努められたいとしております。

2 件目に、本町の観光振興とは、大山町観光協会の下に 3 支部及び大山町観光局が組織され、それらが一体となって、町全体の魅力度を向上させる観光事業を行うものと認識しております。

しかし、実態としては各組織が単独で事業を推進しているように見受けられます。令和 2 年度の外部行政評価委員会評価にもあるとおり、町全体に目を向けた、より効果的な観光事業を推進する組織への一本化を検討すべきであるとしております。

3 件目に、平成 27 年度決算審査以降、毎年述べている事がございます。一定程度の目的を達成したと見込まれる事業、あるいは費用対効果が乏しい事業を安易に継続実施することは、職員への過重な負担、他の重要事業遂行の妨げに加え、税の公平な再分配を阻害する懸念がございます。事務事業評価の取り組みが、事業の存廃、あるいは機構改革の見直しに資するものとなるよう留意されたいとしております。

4 件目に、昨年監査意見として述べた過年度未収金については、給食費の納付など一定の成果が見受けられました。引き続き徴収業務の強化に取り組んでいただきたいと思います。

一方、令和 2 年度は新型コロナウイルスの蔓延による経済活動の停滞により、固定資産税の徴収猶予など様々な措置が施されたこともあり、現年度分の徴収率が下がっております。今後は、取り巻く環境が改善された後を見据えた滞納整理を進められたいとしております。

続きまして、令和 2 年度大山町水道事業会計決算審査意見書の説明を申し上げます。

審査の概要、審査した書類、収益的収入支出及び利益の状況、そして業務内容につきましては、資料に記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

最後の結びのところを読み上げさせていただきます。

令和元年度に水道法の一部を改正する法律が施行され、長期的な観点での施設更新、水道施設台帳の整備など適正な資産管理の推進が求められています。今後本町においても、配水管等の施設更新が本格化される見通しであります。計画的な事業遂行のため、体制整備を順次進められたいとしております。

令和2年度水道使用料未収金は169万7,551円で対前年度比20.8%の減となり、徴収対策の実績がみられます。過年度未収金1,559万8,480円との合計は1,729万6,031円となりました。徴収対策の一層の強化に努められたいとしております。

続きまして、令和2年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査についての意見書でございます。

第1の審査の概要については説明を省略させていただきます。

第2番、審査の結果の内、総合意見としましては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものであると認められるとしております。

是正改善を要する事項ですが、審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められます。

令和2年度決算に基づく大山町資金不足比率の審査についての報告でございます。

1番目の審査の概要につきましては説明を省略させていただきます。

2番目の審査の結果でございます。総合意見としましては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、令和2年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められるとしております。

是正改善を要する事項につきましても、特に指摘すべき事項はないとしております。

以上、報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（米本 隆記君） 監査委員には、令和2年度の決算審査について、大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。

日程第24、議案第100号～日程第30、議案第106号

○議長（米本 隆記君） 日程第24、議案第100号 令和3年度大山町一般会計補正予算（第6号）から、日程第30、議案第106号 令和3年度大山町水道事業会計補正予算（第3号）までの計7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 議案第100号 令和3年度大山町一般会計補正予算第6号については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済対策として実施する大山町事

業継続支援交付金、旧庄内小学校校舎解体工事、及び官民連携による住宅整備に向けた用地取得費などの新規計上、ふるさと応援寄附金事業や障害児通所給付費の追加など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第 6 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 3 億 4,930 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 113 億 4,937 万 9,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 101 号 令和 3 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算第 3 号については、萩原配水池に設置している水位計の破損に伴う修繕料の増加によるもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 96 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,274 万 7,000 円とするものです。

続きまして、議案第 102 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算第 3 号については、診療所医師ほか正職員の共済費、診療所の修繕料、大山口診療所の備品購入費並びに予備費の増額を行うもので、既定の歳入歳出予算をそれぞれ 286 万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、3 億 3,940 万 9,000 円とするものです。

続きまして、議案第 103 号 令和 3 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号については、処理施設、設備等の故障に伴う修繕料が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,183 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,394 万 6,000 円とするものです。

続きまして、議案第 104 号 令和 3 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号については、主な内訳として、不測の事態に対応するため汚水計画の見直し、非常用発電機格納庫設置工事、及び設備の故障に伴う修繕料が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,231 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,198 万 4,000 円とするものです。

続きまして、議案第 105 号 令和 3 年度大山町温泉事業特別会計補正予算第 2 号については、今年度末で中山温泉館の指定管理期間が終期を迎え、来年度以降も指定管理を行いたいので、次期業者選定を行うにあたり第 1 表の中山温泉館指定管理料を令和 4 年度から令和 8 年度までを期間として、1,842 万 5,000 円を限度額に債務負担行為するものであります。

続きまして、議案第 106 号 令和 3 年度大山町水道事業会計補正予算第 3 号については、収益的支出として、給料、手当等について配水及び給水費を 156 万円減額し、総係費を 119 万 1,000 円増額するものであります。

続いて資本的収入及び支出は、中山第 2 配水池整備工事の安全対策の追加と、竣工後の維持管理方法について変更が生じ、これらに対応するため、資本的収入として、企業債を 240 万円増額し、資本的支出として、配水施設整備費を 243 万 8,000 円増額しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

散会報告

○議長（米本 隆記君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、9月6日に会議を開きますので、午前9時30分までに本議場に集合してください。

本日は、これで散会します。

午前10時58分散会